

入退会手続・会費等に関する規則

入退会手続規則

(総則)

第1条 この規定は、一般社団法人名古屋中青色申告会定款（以下定款という）第6条及び第9条に定めるものに従い、入退会手続について規定するものである。

(入会手続)

第2条 入会を希望する者は、本会所定の申込用紙に一定の事項を記入し、本会の事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(入会申込書記載事項の変更)

第3条 会員は前条に定める入会申込書の記載事項に変更を生じた場合、速やかにその旨を事務局に通知しなければならない。

(退会手続)

第4条 退会を希望する者は、本会所定の退会届に一定の事項を記入し、事務局に提出するものとする。

2 前項の届出書によらず、退会の旨を事務局に通知した場合はこれを認める。

附則

1 この規則は、一般社団法人の認可の承認のあった日（平成25年4月1日）から適用する。

会費規則

第1条 この規則は、一般社団法人名古屋中青色申告会（以下「本会」という。）の会費等について定めたものである。

(会計)

第2条 本規則に関する会計は、本会の事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(入会金)

第3条 本会に入会を申し込んだ者は、速やかに入会金 2,000 円を事務局に納付しなければならない。

(入会資格)

第4条 本会の会員（以下「会員」という。）資格は、前条の入会金納付の日から発生する。

(会費)

第5条 会員は、本会運営のため、18,000円を年会費（4月から3月分）として納付する義務を負う。

2 準会員は本会運営のため、1,000円を年会費（4月から3月分）として納付する義務を負う。

(納期限)

第6条 前条の会費は、次に定める納期限までに納付しなければならない。ただし、納期限が、土曜、日曜又は国民の祝日に関する法律に定める休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とする。

一 会費は原則として1年分を前納するものとし、納期限は4月30日とする。

二 前号の規定にかかわらず、各支部の決議により、3ヶ月、半年分を前納する場合は、理事会の承認により、これを認める。この場合の納期限は次のとおりとする。

① 4月～6月分・・・・・・・・ 4月30日

② 7月～9月分・・・・・・・・ 7月31日

③ 10月～12月分・・・・・・・・ 10月31日

④ 1月～3月分・・・・・・・・ 1月31日

⑤ 半年上期分（4月～9月分）・・・・・・・・ 4月30日

⑥ 半年下期分（10月～3月分）・・・・・・・・ 10月31日

(新規入会者会費の特例)

第7条 新規入会者については、前条（納期限）の規定にかかわらず、入会日の属する年度から会費の納付義務を負い、当該年度分を一括して納付しなければならない。なお、次に区分したそれぞれの期間の入会日に応じたそれぞれの算出方法により計算した金額を年会費とみなす。

一 4月1日から10月31日・・・年会費を月割計算した金額（入会日の属する月を含む）

二 11月1日から3月31日・・・年会費の50%に相当する金額

(徴収及び納付方法)

第8条 会費は、各支部長（代理の者を含む。）が当該支部の会員より徴収し、会費の総額に相当

する金銭を、選択した納期限までに事務局に納入しなければならない。ただし、事務局の指定金融機関口座への振込又は自動振替（指定金融機関）による納付を希望した会員についてはこれを認める。なお、振込の場合の手数料は会員負担とする。自動振替の手数料は当会負担とするが、会員の都合により自動振替できない場合はこの限りでない。

（会費の返還）

第 9 条 納付された会費は原則として返還しない。ただし、次の会費を除く。

- 一 本来納付すべきでない会費を誤って納付した場合の会費。

（特別会費）

第 10 条 本会事業において特別会費が必要な場合は、本会「理事会」の承認をもって、これを認める。なお、特別会費に関する事項は当該理事会で定める。

（未納者の取扱）

第 11 条 納期限までに会費を納付しない者には、各支部の長（代理の者を含む。）及び事務局より、口頭、電話又は文書により督促を行わなければならない。なお、この場合の納期限は会員の所属する支部が選択しているものとする。

- 2 前項の督促を行っても、納期限の翌日から起算して3ヶ月以内に納付しない会員は、会員の資格を失う。ただし、納付できなかったことについて相当の理由がある場合で、その理由がやんだ後、速やかに納付した者を除く。なお、相当の理由については、本会会長（又は副会長）が判断するものとする。

（規則の変更等）

第 12 条 本規則の変更又は施行に必要な事項は、本会「理事会」により決議する。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人の認可された日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この規則施行前においては、社団法人名古屋中青色申告会における入退会手続・会費規則を準用する。
- 3 この規則の改定は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規則の改定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。